

## 三島市、裾野市及び長泉町消防広域研究協議会規約

(協議会の名称)

第1条 協議会は、三島市、裾野市及び長泉町消防広域研究協議会（以下「協議会」という。）という。

(協議会の目的)

第2条 この協議会は、複雑多様化する消防需要に対応するため、消防広域化に向け、消防通信指令施設等を共同整備、運用し、住民の安全・安心に応えられる消防サービスの充実と消防力の強化を図ることを目的とする。

(協議会を設ける市町)

第3条 協議会は、三島市、裾野市及び長泉町（以下「関係市町」という。）が、これを設ける。

(協議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 消防広域化に向けた調査、研究に関する事項
- (2) 消防通信指令施設等の共同整備・運用に関する事項

(組織)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、関係市町の長をもって組織する。

2 協議会に参与を置き、静岡県危機管理監をもって充てる。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監 事 1人

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

3 監事は、会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

3 会長は、会議の議長となる。

(委員以外の者の出席)

第9条 会長は、必要に応じて会議に委員以外の識見を有する者の出席を求めて意見を聴くことができる。

2 会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会に幹事会参与を置き、静岡県危機管理部理事、静岡県危機管理部消防保安課長及び静岡県東部危機管理局長をもって充てる。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、三島市南田町4番40号三島市消防本部警防救急課内に置く。

(経費)

第12条 協議会に要する経費は、関係市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の関係市町の負担金の割合は、関係市町の協議により定める。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 協議会は、第9条第1項の規定に基づく協議会及び幹事会に出席する者に報酬の支払い及びその職務のために要する費用の弁償を行うことができる。

2 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長の属する市町の例による。

(協議会の解散の措置)

第15条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成24年5月8日から施行する。